

就労継続支援A型	令和5年4月1日	1610800235	株式会社CH-5	砺波市神島101番地2	CH-5ワークCHallenge	砺波市本町13番27号 アラクスビル砺波2階
就労継続支援B型	令和5年4月1日	1612000016	社会福祉法人マーシ園	南砺市谷142番地	障害者支援施設 マーシ園八乙女	南砺市谷142番地
就労継続支援B型	令和5年4月1日	1610500264	一般社団法人ゆめボール	氷見市朝日丘13番30	一般社団法人ゆめボール工房ひみ	氷見市朝日丘13番30

富山県告示第202号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和5年4月7日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称		つばさ産業株式会社
サービスの種類		訪問介護
事業所	名称	オーロラ介護サービス
	所在地	射水市鷺塚 197番地2
	介護保険事業所番号	1671100269
廃止の届出を受理した年月日		令和5年3月24日

富山県公安委員会告示第33号

少年指導委員の氏名等について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により令和5年4月1日付けで少年指導委員30人を委嘱したので

少年指導委員運営規則（平成13年富山県公安委員会規則第4号）第3条第4項の規定により告示する。

令和5年4月7日

富山県公安委員会委員長 林 和夫

氏名	連絡先	活動区域の名称	活動区域
小林 勝之 竹林 悟	入善警察署刑事生活安全課 TEL 0765-72-0110（代）	入善区域	入善警察署管内
南保 正樹	黒部警察署刑事生活安全課 TEL 0765-54-0110（代）	黒部区域	黒部警察署管内
窪田 泰助 茶谷 勝	魚津警察署刑事生活安全課 TEL 0765-24-0110（代）	魚津区域	魚津警察署管内
石川 親弘 石坂 均	滑川警察署刑事生活安全課 TEL 076-475-0110（代）	滑川区域	滑川警察署管内
原 教守 佐伯 泰明	上市警察署刑事生活安全課 TEL 076-472-0110（代）	上市区域	上市警察署管内
水口 正治 高岡 明夫 蛭谷 昭久 野崎 保 鉢蠟 正幸	富山中央警察署生活安全課 TEL 076-444-0110（代）	富山中央区域	富山中央警察署管内
家納 博義 池田 義輝 堀江 貞夫	富山南警察署生活安全課 TEL 076-420-0110（代）	富山南区域	富山南警察署管内
野原 孝夫 福澤 彰一	富山西警察署生活安全課 TEL 076-466-0110（代）	富山西区域	富山西警察署管内
二橋 道博 上田 雅裕	射水警察署生活安全課 TEL 0766-83-0110（代）	射水区域	射水警察署管内
山本 充彦 島 信治	高岡警察署生活安全課 TEL 0766-23-0110（代）	高岡区域	高岡警察署管内
前田 政宏	氷見警察署刑事生活安全課 TEL 0766-91-0110（代）	氷見区域	氷見警察署管内
三井 和弥 坪田 俊明	砺波警察署刑事生活安全課 TEL 0763-32-0110（代）	砺波区域	砺波警察署管内
齋藤 昭雄 伊藤 民江	南砺警察署刑事生活安全課 TEL 0763-52-0110（代）	南砺区域	南砺警察署管内

二級建築士の業務停止処分について

建築士法（昭和25年法律第 202号）第10条第 1 項の規定による処分をしたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 7 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 処分をした年月日

令和 5 年 3 月 29 日

2 処分を受けた建築士の氏名等

氏 名	建築士の別	登録番号
見津 庄二	二級建築士	富山県知事登録 第6046号

3 処分の内容

業務の停止 2 月間 （令和 5 年 6 月 1 日から同年 7 月 31 日まで）

4 処分の原因となった事実

(1) 中新川郡上市町内の自動車車庫の新築工事について

代理者及び工事監理者として、建築基準法（昭和25年法律第 201号）第 6 条第 1 項に規定する確認済証の交付を受けずに、無確認で着工されることを容認した。

(2) 中新川郡上市町内の倉庫の新築工事について

工事監理者として、工事監理を行い、工事監理が終了したにもかかわらず、建築主に建築士法第20条第 3 項の規定による文書での報告をしなかった。

建築士事務所の監督処分について

建築士法（昭和25年法律第 202号）第26条第 2 項の規定による処分をしたので、同条第 4 項において準用する同法第10条第 5 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 7 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 監督処分をした年月日

令和5年3月29日

2 監督処分を受けた建築士事務所

(1) 名称及び所在地

見津庄二設計室

射水市庄西町一丁目3番26号

(2) 開設者の氏名

見津 庄二

(3) 建築士事務所の別

一級建築士事務所

(4) 登録番号

富山県知事登録第(6)1132号

3 監督処分の内容

建築士事務所の閉鎖2月間 (令和5年6月1日から同年7月31日まで)

4 監督処分の原因となった事実

見津庄二設計室の管理建築士である見津庄二一級建築士が、令和4年12月19日付けで建築士法第10条第1項の規定により国土交通大臣から令和5年6月1日から2月間の業務停止処分を受けた。
